

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定（令和4年3月30日京都市条例第80号）（建設局自転車政策推進室）

京都市観光駐車場の駐車料金の上限額について適正化を図る必要があるため、利用の態様、近傍類似の施設の利用率との均衡等を考慮して、京都市観光駐車場のバス等の駐車料金の上限額を以下のとおり改定することとしました。

1 普通駐車料金

区分			駐車料金（※1）	
			改正前	改正後
京都市 清水坂 観光駐車場	バス	昼間（※2）	1日1回 2,610円	2時間以内につき3,000円 以後、1時間までごとに1,500円を加えた額
		夜間（※2）		1回 3,000円
	タクシー及びハイヤー		1日1回 830円	1日1回 1,280円
	自家用車等	月ぎめ以外の場合	1日1回 1,040円	1日1回 1,600円
月ぎめの場合		1月 18,850円	（変更なし）1月 18,850円	
京都市 嵐山 観光駐車場	バス		1日1回 2,610円	3時間以内につき3,000円 以後、1時間までごとに1,000円を加えた額
京都市 銀閣寺 観光駐車場				2時間以内につき3,000円 以後、1時間までごとに1,500円を加えた額
京都市 高雄 観光駐車場				1日1回 3,000円

※1 「1日」とは、有料供用時間（清水坂：午前0時から午後12時まで、嵐山・銀閣寺・高雄：午前8時から午後5時まで）をいう。ただし、清水坂観光駐車場において、午後5時から午後12時までの間に入場させ、かつ、翌日の午前0時から午前8時までの間に退場させるときは、午後5時から翌日の午前8時までを「1日」とする。

※2 清水坂観光駐車場における「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。

2 特別駐車料金（※1）

区分			駐車料金（※2）	
			改正前	改正後
京都市 清水坂 観光駐車場	バス	昼間（※3）	1日1回 3,140円	2時間以内につき3,600円 以後、1時間までごとに1,800 円を加えた額
		夜間（※3）		1回 3,600円
	タクシー及びハイヤー		1日1回 1,040円	1日1回 1,530円
	自家用車等		1日1回 1,250円	1日1回 1,920円
京都市 嵐山 観光駐車場	バス	1日1回 3,140円	1日1回 3,140円	3時間以内につき3,600円 以後、1時間までごとに1,200 円を加えた額
京都市 銀閣寺 観光駐車場				2時間以内につき3,600円 以後、1時間までごとに1,800 円を加えた額
京都市 高雄 観光駐車場				1日1回 3,600円

※1 1月1日から同月3日までの間において市長が必要があると認める場合その他市長が特に必要があると認める場合の車両の駐車（月ぎめによる自家用車等の駐車を除く。）に適用する。

※2 「1日」とは、有料供用時間（清水坂：午前0時から午後12時まで、嵐山・銀閣寺・高雄：午前8時から午後5時まで）をいう。ただし、清水坂観光駐車場において、午後5時から午後12時までの間に入場させ、かつ、翌日の午前0時から午前8時までの間に退場させるときは、午後5時から翌日の午前8時までを「1日」とする。

※3 清水坂観光駐車場における「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第80号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、バスに係る駐車料金（京都市高雄観光駐車場に駐車させる場合の駐車料金を除く。）は、駐車場から車両を退場させる際に納入しなければならない。

別表第3 1備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	駐 車 料 金
京都市 清水坂 観光駐 車場	バ ス	昼 間	2時間以内につき3,000円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,500円を加えた額
		夜 間	1 回 円 3,000
	タクシー及びハイヤー		1,280
	自動二輪車		1日1回 410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合	1,600
月ぎめの場合		1 月 18,850	
京都市 嵐山観 光駐車 場	バ ス		3時間以内につき3,000円。3時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,000円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1日1回 830
	自動二輪車		410

	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1 月	18,850
京都市 銀閣寺 観光駐 車場	バス			2時間以内につき3,000円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,500円を加えた額
	タクシー及びハイヤー			830
	自動車		1日1回	410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1 月	18,850
京都市 高雄観 光駐車 場	バス			3,000
	タクシー及びハイヤー			830
	自動車		1日1回	410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1 月	18,850

別表第3 1備考1中「2」の右に「の表」を加え、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。ただし、京都市清水坂観光駐車場において、午前6時から午前8時までの間にバスを入场させるときの当該日に係る駐車については、午前6時から午後5時までを「昼間」とする。

別表第3 1備考に次のように加える。

4 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合にあつては、昼間の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。この場合において、当該時間の経過後1時間以内に退場させるときの夜間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1,500円とする。

5 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合にお

ける昼間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1時間までごとに1,500円とする。

別表第3 2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	駐 車 料 金
京都市 清水坂 観光駐 車場	バス	昼 間	2時間以内につき3,600円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,800円を加えた額
		夜 間	1 回 円 3,600
	タクシー及びハイヤー		1,530
	自動二輪車		620
	自家用車等		1,920
京都市 嵐山観 光駐車 場	バス		3時間以内につき3,600円。3時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,200円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1,040
	自動二輪車		620
	自家用車等		1,250
京都市 銀閣寺 観光駐 車場	バス		2時間以内につき3,600円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,800円を加えた額
	タクシー及びハイヤー		1,040
	自動二輪車		620
	自家用車等		1,250
京都市 高雄観	バス		3,600
	タクシー及びハイヤー		1,040

光駐 車 場	自 動 二 輪 車	1 日 1 回	6 2 0
	自 家 用 車 等		1, 2 5 0

別表第3 2備考1中「駐車」の右に「(月ぎめによる自家用車等の駐車を除く。)」を加え、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

- 2 「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。ただし、京都市清水坂観光駐車場において、午前6時から午前8時までの間にバスを入場させるときの当該日に係る駐車については、午前6時から午後5時までを「昼間」とする。

別表第3 2備考に次のように加える。

- 4 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合にあつては、昼間の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。この場合において、当該時間の経過後1時間以内に退場させるときの夜間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1,800円とする。
- 5 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合における昼間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1時間までごとに1,800円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市観光駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行日の前後にまたがって駐車させる車両の駐車料金（その単位となる時間が施行日の前後にまたがっている場合に限る。）については、改正後の条例別表第3の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)